

質問第七号

ガザ地区外への医療搬送を必要とする患者の日本での受入れに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和八年十月十四日

奥田 ふみよ

参議院議長 関口 昌一 殿

ガザ地区外への医療搬送を必要とする患者の日本での受入れに関する質問主意書

国境なき医師団ホームページによれば、二〇二五年十二月二十五日時点において、パレスチナ・ガザ地区では数千人の子どもを含む一万八千五百人以上が、ガザ地区の外への医療搬送を必要とする患者として登録されている。

この状況を受け、以下質問する。

一 二〇二三年十月七日以降、同地区の患者のうち、治療・療養のために日本の公的な医療機関が受け入れた者の人数を示されたい。

二 前記一の人数のうち、日本での治療後に日本で滞在を続けることが認められた人数、日本国外に出ることを求められた人数をそれぞれ示されたい。

三 同地区の外への医療搬送を必要とする患者を、日本の公的な医療機関でより積極的に受け入れるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

四 同地区を含むジェノサイドが行われている地域から、治療目的で日本を訪れた人々に対しては、必要な治療が終わった後も長期的に日本での滞在を認め、支援すべきと考えるが、政府は、これらの人々にどの

ような支援策を提供しているか示されたい。

右質問する。